

(陳受18第20号)

ガイドヘルプ・日常生活用具給付事業の現行サービスの量の確保と自己負担増抑制を求めることに関する陳情

受理年月日

平成18年6月1日

陳情者

境5-28-1-103  
小板橋 靖彦

### 陳情の要旨

障害者自立支援法が4月1日より始まり、私たち視覚障害者にはホームヘルプサービスや施設入所などの利用に原則1割の費用負担が必要となりました。また、ガイドヘルプサービスの利用及び日常生活用具の購入などは、地域生活支援事業としてメニュー化されます。これらの制度は障害を補うために欠かすことのできないものです。視覚障害者の就業率は23.9%（厚生労働省調査）で、所得が極めて少ないため、この応益負担は極めて大きなバリアです。これまでの福祉が応能負担であったのは、これを踏まえていたからであり、状況は変わっていません。実施に当たり、利用料の月額上限措置などの軽減措置はありますが、極めて不十分です。軽減措置はあっても負担はふえますし、障害が重いほど負担が重くなります。

10月1日からガイドヘルプ事業・日常生活用具給付事業など、多くの視覚障害者が利用する福祉サービスが、この地域生活支援事業に一律にされることも大きな問題です。一定額の補助金での実施が余儀なくされ、これまで受けてきたサービスが維持されるのかなど不安は募る一方です。

情報の8割は視覚情報だといわれており、暮らしと社会参加にとって視覚障害者の障害は大きいと言わざるを得ません。私たちは障害者自立支援法のもとでも、同年齢の市民と平等に暮らし、社会に参加したいと願っています。これらのことを十分にご理解いただき、下記のとおり陳情いたします。

#### 記

1. 地域生活支援事業の必須事業となっているガイドヘルプ・日常生活用具給付事業など、視覚障害者の平等な暮らしと社会参加を支えるサービスの現行水準の量の確保と自己負担の軽減をすること。
2. 障害者福祉計画の策定に当たっては、ガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業の数値目標を定めること。
3. 東京都に対して、ガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業の負担軽減措置を実施するための財政支援を行うよう要望すること。
4. 国に対して、ガイドヘルプ及び日常生活用具給付事業を、ホームヘルプ事業と同じく、国が責任を持って実施する制度にするよう要望すること。